

被処分者の氏名又は法人名称	美馬 一仁
登録番号又は法人番号	1 2 3 0 1 3 6 5
所属する単位会	兵庫県行政書士会
事務所名称	行政書士美馬法務事務所
事務所所在地	兵庫県芦屋市大原町 5 番 19 コートハウス 5 番館 102 号室
処分年月日	令和 4 年 2 月 28 日
処分内容（種類）	2 月間の業務の停止（業務停止の期間：令和 4 年 3 月 30 日から令和 4 年 5 月 29 日）
上記処分をした理由	被処分者は、社交飲食店 A に係る風俗営業許可申請の依頼を受け、平成 31 年 4 月 1 日及び令和 2 年 6 月 5 日、大阪府公安委員会に対し、実際の経営者ではない者を名義人として提出した行為により、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反の幫助を行ったものとして、令和 3 年 4 月 13 日に罰金 50 万円の刑が確定した。
上記処分の根拠となる法令	行政書士法第 10 条